

赤塚四・五丁目地区景観まちづくり推進調査等委託に関するプロポーザル募集要項

1 業務名

赤塚四・五丁目地区景観まちづくり推進調査等委託

2 プロポーザル方式実施の趣旨

板橋区が行う赤塚四・五丁目地区景観まちづくり推進調査等委託を実施するにあたり、価格だけでなく、最適な業務実行の観点などから、複数の事業者からの多様な提案を求め、総合的な見地から、また、公正かつ公平な方法で、本業務の最適な事業者を選定します。

3 契約委託期間

契約締結日（令和5年4月下旬）から令和7年3月31日まで

※ただし、契約期間は単年度とし、令和6年度は予算が議決され、かつ履行状況が良好な場合に限り、契約の更新を行う。

4 契約上限金額

20,300,000円（消費税込み）とする。

令和5年度 8,300,000円（消費税込み）

令和6年度 12,000,000円（消費税込み）

（提案金額は、いずれの年度も契約上限額の範囲内であること。）

5 委託内容

別紙委託仕様書のとおり

6 区が求める提案内容

- (1) 豊かな緑や歴史的なまちにふさわしい本業務地区の景観まちづくりを、より良好で魅力的な方向に導くためのプロセス・地域住民との歩み方・まちの将来像等についての提案。
- (2) 勉強会等について、本業務地区の地域特性に見合った最適で効果的な方法（座学・街歩き・ワークショップ・意見交換等）の提案。
- (3) 具体的な修景整備等について、他自治体の景観まちづくり整備に係る地域住民との会話を重ねた整備経験等に基づき、実現可能な整備方策についての提案。

7 参加資格要件

- (1) 板橋区競争入札参加資格（物品買い入等競争入札参加資格者）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。

イ 暴力団員等を雇用している。

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。

(5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(6) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。

8 提出書類およびその様式について

次に示す事項を記載した書類を提出する。様式は任意とするが、(1)、(2)の提案書の表紙、(2)②・③については、本募集要項に添付の様式を使用する。

提出部数は、下記(1)および(2)のとおりとし、(2)の①から⑥までは、表紙(様式2-1(正本用)および様式2-2(副本用))をつけ、まとめたものを11部とする。なお、体裁は、A4縦型横書きとし、左2箇所をホチキス留めとし、カラー印刷も可とする。

提出書類を受領した場合は、受領印を押印するので、(1)(様式1)及び(2)の正本の表紙(様式2-1)の写しを、控えとして1部用意すること。

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| (1)参加申込書(様式1) | 1部 |
| (2)提案書 | 正本1部(様式2-1)、副本10部(様式2-2) |
| ①会社概要および業務実績調書(A4版両面5枚以内にまとめる) | |
| ②業務実施体制(様式2-3) | |
| ③予定技術者の経歴等(様式2-4) | |
| ④見積金額及び積算内訳書 | |
| ⑤提案説明書(A4版両面5枚以内にまとめる) | |
| ⑥貸借対照表および損益計算書(3期分) | |

※ 提案者名の記入については、提案書の正本1部のみとし、副本10部については、提案者名および提案者が特定できるような表現は一切不可とする。

※ 正本の表紙および正本の見積書には、代表者印を押印すること。

※ 正本は、都市計画課で保管し、副本を選定で使用する。

※ 提出書類に不備がある場合は、プロポーザルに参加できない場合があるので注意すること。

9 プロポーザルへの参加表明について

本件に関する参加の申込は、参加申込書(様式1)の提出をもって参加とする。

10 参加申込書・提案書の提出について

(1)提出場所・問合せ

板橋区板橋2-6 6-1 板橋区役所 北館5階 ⑮窓口

板橋区 都市整備部 都市計画課 都市景観係

担当：月間・福地・平野・増田 電話：3579-2549

(2)提出方法

書面により、上記提出場所へ持参すること。(郵送は不可)

(3)提出期限

参加申込書（様式1） : 令和5年2月15日（水）午後4時まで
提案書 : 令和5年2月28日（火）午後4時まで

(4) その他

- ① 提案書は、参加申込書（様式1）を期限内に提出した会社のみ受付ける。
- ② 提出期限後の提案書の再提出及び記載事項の変更は認められない。
- ③ 提出書類に記載した技術者は、原則として変更できない。また本委託の業務にあたる担当者は、提出書類に記載した技術者でなければならない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由がある場合で、区が認めた場合はこの限りではない。
- ④ 提出された提出書類は返却しない。また東京都板橋区情報公開条例に基づき、原則として全ての関係書類等が公開請求の対象となる。ただし、公開することにより事業活動に支障をきたす恐れのある情報が関係書類等にある場合は、事前に都市計画課に申告し、協議の上、同条例の規定に反しない範囲で、非公開とする部分を定めるものとする。

11 提案書の審査の方法

提案書の審査は、以下に示す一次審査と二次審査をもって行う。

①一次審査（書類選考）

提案書を審査し、5社程度を選定する。結果は、書面により通知する。申し込み者が5社以内の場合は、参加要件を満たしているか審査し、6社以上の場合は、審査項目を審査し、5社以内に絞り込む。

②二次審査（プレゼンテーション）

提案者がプレゼンテーションを行い、選定委員会が評価する。プレゼンテーションの出席者は、業務実施体制（様式2-4）に記載の技術者とする。詳細については、一次審査結果と併せて別途通知する。なお、プレゼンテーションについては、提案書に基づいて行うものとし、手法については自由とする。

プレゼンテーションの内容を総合的に判断し、最も優れた提案を行った事業者を受託予定者とする。ただし、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者とししないものとする。

12 提案書の評価基準

①一次審査

別表1のとおり

②二次審査

別表2のとおり

13 無効となる提案書

下記のいずれかに該当する提出書類は、原則として提案書全体を無効とし、審査の対象としない。

- (1) 各提出すべき様式に記載漏れがある等、提出書類に不備がある場合。
- (2) 提出書類において、日本語以外の文字、円以外の通貨で記されているもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。

- (4)見積金額が契約上限額を超えているもの。
- (5)その他、本募集要項において規定した条件を満たしていないもの。

14 提案採用者の決定について

- (1)提案採用者の評価は、本募集要項の「12 提案書の評価基準」に基づき選定委員会が行う。
- (2)選定委員会の評価結果報告を受け、提案採用者を決定し、採用した旨および評価表得点等を添付し、書面により通知する。
- (3)提案者のうち提案書を採用しなかった者に対して、選定しなかった旨および評価表得点等を添付し、書面により通知する。
- (4)契約締結前に提案採用者の提出書類または提案内容に虚偽等があることが判明した場合、次点の提案者を繰り上げて提案採用者に決定する。ただし、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者とししないものとする。

15 説明会について

本プロポーザル実施についての説明会は行わない。

16 提出書類作成にあたっての質問および回答

提出書類作成にあたって質問がある場合は、質問書（様式3）に要旨を簡潔にまとめ、下記の受付期間内に担当部署へ電子メールで問合せること。電話による口頭質問は受け付けない。

質問に対する回答は、下記受付期間内に受け付けた質問に対してのみ、下記の回答期間に回答する。原則担当部署窓口にて配布資料を受領した本プロポーザルへの参加予定者全員に対して電子メール、ホームページで随時回答する。

- (1)質問受付期間：令和5年2月1日（水）から2月13日（月）午後4時まで受け付ける。
- (2)質問回答期間：令和5年2月2日（木）から2月14日（火）までに回答する。
- (3)担当部署：板橋区 都市整備部 都市計画課 都市景観係

- ①あて先 t-keikan@city.itabashi.tokyo.jp
- ②件名 赤塚四・五丁目地区景観まちづくり推進調査等委託に関する質問書
- ③添付ファイル名 「令和5年2月〇日_事業者名_資料配布番号.doc」

17 募集から受託者決定までのスケジュール（予定）

- 2/1（水）～2/15（水）16：00 募集の公表、募集要項の交付
- 2/2（木）～2/15（水）16：00 参加申込書提出期限
- 2/2（木）～2/13（月）16：00 説明書に対する質問書の受付期間
- 2/2（木）～2/14（火） 本区からの質問書に対する回答期間
- 2/2（木）～2/28（火）16：00 提案書提出締切り
- 3月上旬～3月中旬 一次審査実施（書類審査）
- 3/29（水）午後 二次審査実施（プレゼンテーション審査）
- 4月上旬 審査結果の通知（特命随意契約交渉順位決定）

4月下旬～5月上旬 契約締結

18 その他

- (1) 当該プロポーザルにかかわる一切の費用は、当該プロポーザルの参加者が負担する。
- (2) 提案書は1企業ごとにつき、1件とする。

○評価項目及び審査基準

【一次審査（書類審査）】

評価項目	審査基準	配点
経営規模 履行保証力	当業務に対して、妥当な経営規模である。	10
書類作成力	提出書類に間違いが無い。 提案書(提案内容等)の構成がわかりやすい。	10
業務遂行時の柔軟性	業務遂行のための組織体制、人員配置が妥当である。	10
業務内容の理解度 【重点項目】	豊かな緑や歴史的なまちにふさわしい本業務地区の 景観まちづくりを、より良好で魅力的な方向に導くた めのプロセス・地域住民との歩み方・まちの将来像等 について、提案がある。	20
実施方針の的確性 【重点項目】	勉強会等について、本業務地区の地域特性に見合っ た最適で効果的な方法(座学・街歩き・ワークショッ プ・意見交換等)の提案がある。	20
見積書の内容の整合性	提示した業務とかけ離れている場合、契約上限額を 超えている場合、または提案内容に対して見積りが 不適切な場合は選定しない。	数値化しない
事業者の所在地	区内に本店、支店がある場合に評価する。	10

合計点 80点

※配点は、各選定委員の持ち点である。

○評価項目及び審査基準

【二次審査（プレゼンテーション審査審査）】

評価項目	審査基準	配点
経営規模 履行保証力	当業務に対して、妥当な経営規模である。	10
業務遂行時の柔軟性	区の審議会や、説明会において、論理的、的確な提案、柔軟な対応ができる。	10
業務内容の理解度 【重点項目】	豊かな緑や歴史的なまちにふさわしい本業務地区の景観まちづくりを、より良好で魅力的な方向に導くためのプロセス・地域住民との歩み方・まちの将来像等について、提案がある。	20
実施方針の的確性 【重点項目】	勉強会等について、本業務地区の地域特性に見合った最適で効果的な方法（座学・街歩き・ワークショップ・意見交換等）の提案がある。	20
業務実施に際しての独創性 及び実現性 【重点項目】	具体的な修景整備等について、他自治体の景観まちづくり整備に係る地域住民との会話を重ねた整備経験等に基づき、実現可能な整備方策について提案がある。	20
コミュニケーション能力 【重点項目】	地域住民の理解を深めるための説明力・地域住民との信頼関係が築けるコミュニケーション能力を有しているか	20
取組意欲	業務に対する取組意欲、熱意が強く感じられる。	10
事業者の所在地	区内に本店、支店がある場合に評価する。	10

合計点 120点

※配点は、各選定委員の持ち点である。